

住友共同電力株式会社「新居浜北火力発電所建設計画環境影響評価書」
に係る確定通知について

平成27年4月24日
経済産業省

当省は、住友共同電力株式会社「新居浜北火力発電所建設計画環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の17第2項の規定に基づき、本日、住友共同電力株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は同法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣へ送付する。

なお、確定通知を受けた住友共同電力株式会社は、同条第2項の規定に基づき、愛媛県知事等に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条の規定に基づき、確定した評価書を公告及び縦覧（1か月間）し、周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

環境影響評価方法書受理	平成25年 3月29日
住民意見の概要等受理	平成25年 5月23日
愛媛県知事意見受理	平成25年 8月16日
経済産業大臣通知	平成25年 8月30日

環境影響評価準備書受理	平成26年12月 5日
住民意見の概要等受理	平成27年 1月26日
愛媛県知事意見受理	平成27年 3月11日
環境大臣意見受理	平成27年 3月20日
経済産業大臣勧告	平成27年 3月30日

環境影響評価書受理	平成27年 4月20日
経済産業大臣確定通知	平成27年 4月24日

問い合わせ先：電力安全課 磯部、樫福
電話03-3501-1742（直通）